

国から地方への税源移譲に関する意見書

地方公共団体が、住民の意思と責任による住民自治、すなわち名実ともに真の地方自治を確立するためには、極力、国への財源依存を縮減し、自主財源の確保が図られなければならない。現在、租税総額に占める国税と地方税の割合は国税6：地方税4であるが、これに対して歳出は国4：地方6であり、歳入歳出の割合は逆転している。これでは自主、自立の地方自治とは到底言えず、早急な自主財源の充実が必要である。

政府は、2003年6月27日の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。」との方針を閣議決定したが、税源移譲については、いまだ移譲される税目も額も不分明である。地方自治体が財源不足になるような事態に陥れば、住民の意思と責任による住民自治の確立をなし得ないどころか、地方公共団体の住民に対する一定水準の行政を保障することさえ、困難となるおそれがある。

よって、本市議会は、事務量に見合った国税から地方税への税源移譲の速やかな実施を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年12月19日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量